

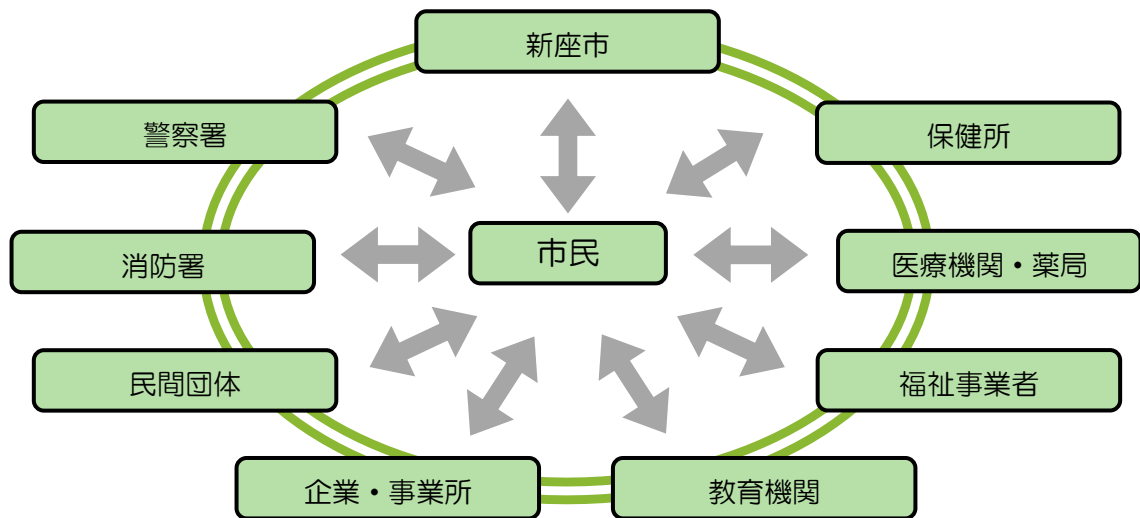
第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

本計画を推進し、適切に施策を実施していくために、関係各課及び保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関が情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、共通の認識のもとに協力しながら、施策を推進していく必要があります。

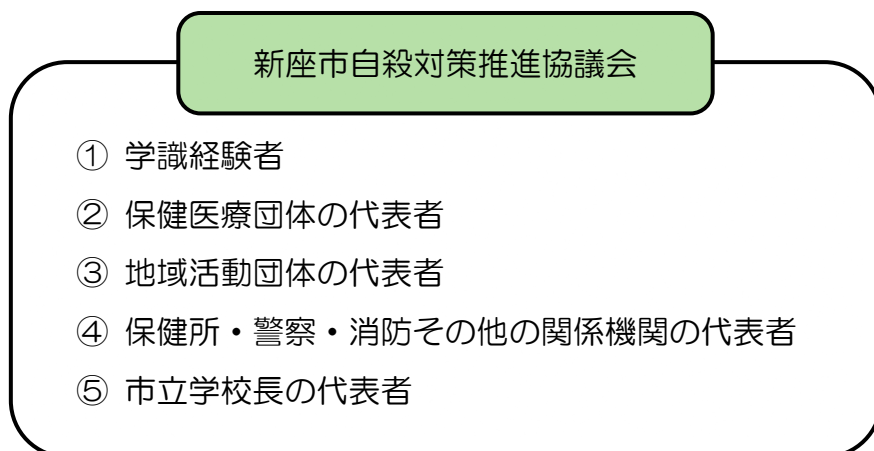
(1) 関係機関との連携・ネットワーク化

民間団体、教育機関、福祉事業者、医療機関・薬局、企業・事業所等と意識を共有しつつ、自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、各分野間の連携の強化を行います。



(2) 新座市自殺対策推進協議会の運営

学識経験者、市内外関係団体の代表等から構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握し、評価しながら計画の推進を行います。



(3) 庁内体制の整備

市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」及び市の関係部署の職員で構成する「新座市自殺対策庁内連絡会議」において、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取組の検討を行います。

(4) 国・県との連携

自殺対策に係る様々な施策について、国や県の動向を注視しつつ密接な連携を図り、施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズに的確な対応を図り、より良い施策の実現に向け、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価

計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や必要な措置を講じること（PDCAサイクル）が必要です。

本計画では、新座市自殺対策推進協議会を中心に、年度ごとに施策の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくという「PDCAサイクル」による進捗管理を行います。

